

第 3 期子ども・子育て支援事業計画の策定について

1. 必要性

子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされている。

令和 2 年度を始期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」の終期が令和 6 年度であることから、令和 7 年度を始期とする第 3 期の「市町村子ども・子育て支援事業計画」を改めて策定する必要がある。

第 3 期の「市町村子ども・子育て支援事業計画」を改めて作成するにあたり、サービスのニーズ量を見込むために調査を行う。

2. 調査対象のサービス

第 3 期の「市町村子ども・子育て支援事業計画」を改めて作成するにあたり、次のサービスのニーズ量を見込むために調査を行うもの

(1) 子ども・子育て支援給付

- ① 施設型給付
- ② 地域型保育給付

(2) 地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業等、(対象事業の範囲は法定)
- ② 延長保育事業
- ③ 放課後児童クラブ

(3) ニーズ調査によらず推計するもの

- ① 妊婦健診
- ② 乳幼児全戸訪問事業、養育支援訪問事業等
- ③ 子育て世帯訪問支援事業【新】
- ④ 児童育成支援拠点事業【新】
- ⑤ 親子関係形成支援事業【新】

} 要保護児童及び要支援児童数等を勘案

3. どんな調査をするのか

第 2 期の「市町村子ども・子育て支援事業計画」のときと同様、国から示された基本指針に基づいて調査を行うもの。(H30.5.24 付けで内閣府子ども・子育て本部参事官から事務連絡)

◆基本指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号））

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

（二）現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

具体的には↓↓↓

- ・居住地域と家族の状況について
- ・子どもの育ちをめぐる環境について
- ・保護者の就労状況について
- ・平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について
- ・地域の子育て支援事業の利用状況について
- ・土曜日、休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について
- ・病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ）
- ・不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
- ・小学校就学後の放課後の過ごし方について（お子さんが 5 歳以上の方のみ）
- ・育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

※第 3 期の調査では、「育児休業」に関する質問項目を追加しています。

※このほか、第 2 期の調査に引き続き、市独自の質問項目として「貧困」に関する質問項目を入れていきます。

4. アンケートの対象及び方法

（1）対象

就学前児童の保護者（対象児童 約 1,000 人）

（2）方法

教育・保育施設を利用している児童の保護者 ⇒ 各施設を通じて配布・回収
教育・保育施設を利用していない児童の保護者 ⇒ 郵送

（3）回答・回収方法

- ・各施設を通じて配布または郵送したアンケート用紙に記入のうえ、各施設または郵送にて返送
- ・アンケート用紙に記載している QR コードを読み取り、スマートフォンなどでの回答

（4）アンケート調査票（案）

別添資料 1 - 1 のとおり